平成29年度

第1回目黒区総合教育会議

会議録

(平成29年7月18日開催)

平成29年度第1回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成29年7月18日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席者 目黒区長 青木英二 教育委員会教育長 尾崎富雄 教育委員会教育長職務代行者 中山 ひとみ 教育委員会委員 肇 木 村 教育委員会委員 笹 尾 敦 夫 後 藤 幸 子 教育委員会委員 企画経営部長 濱出直良 総務部長 関 根 義 孝 上田広美 文化スポーツ部長 子育て支援部長 荒牧広志 晃 教育次長 野 П 政策企画課長 長崎 隆 総務課長 中野愉界 千 葉 富美子 人権政策課長 文化・交流課長 下 正 樹 濵 口 英二郎 スポーツ振興課長 Ш オリンピック・パラリンピック推進課長佐 藤 智 彦 省 三 子育て支援課長 篠崎 髙 雄 幹 夫 子ども家庭課長 教育政策課長 司 山野井 学校統合推進課長 武 増田 学校運営課長 村上隆章 学校施設計画課長 照井 美奈子 教育指導課長 田中 浩 教育支援課長 宏 酒 井 統括指導主事 寺 尾 千 英 統括指導主事 古舘秀樹 生涯学習課長 馬場和昭 八雲中央図書館長 石 松 千 明

4 傍聴者 2名

5 議題

- (1) いじめの防止等のための取組について
- (2) その他
- 6 会議の結果及び主要な発言 別紙のとおり。

(9時30分開会)

○区長 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第1回目黒 区総合教育会議を開催いたします。

> 本日、傍聴の申請がございました。本会議は、原則傍聴できる ことになっておりますので傍聴を許可したいと思いますが、よろ しいでしょうか。

(各委員同意)

○区長 傍聴の方、どうぞお入りください。

○区長 それでは、若干私からご挨拶申し上げたいと思います。

まず各委員におかれましては、大変暑い中、今年度第1回の目 黒区総合教育会議にご出席いただきました。平素より、私ども目 黒区政、特に教育行政に大変なお力をいただいていることに、まずお礼を申し上げたいと思います。

私事ですが、きのう、おととい、友好都市の宮城県角田市に職員の皆さんと20年以上続いている友好の野球大会にお邪魔してまいりました。昨年、私は敗戦投手になっておりますが、惜敗しました。角田市さんが勝つと2連勝という、藤井聡太四段の29連勝には至りませんけれども、何としても連勝を阻止するということだったのですが、残念な結果になりました。

角田市の、大友喜助市長さんからこういうお話がありました。 今まで、青少年委員の皆さんに委託をして、毎年夏に目黒のお子さんたちを角田市にお邪魔させていただいて、自然体験を通じて青少年の健全育成を行ってきておりました。ただ、ご案内のとおり、3・11の東日本大震災後、休止となり、その後、青少年委員のOBの方が3年、昨年度まで大変ご努力をいただいて、民間主導で行っていただいてきておりました。除染作業も100%ほど進捗したということで、今年度から、私ども区の主催として、再び青少年委員の方に委託して、来月8日からの日程で10人の募集をしたら、もういっぱいになって、10人のお子さんたちが、再び角田市に赴いていただけることとなりました。その事前調査も6月17日に青少年委員の方に行っていただきました。

このことを非常に喜んで、私どもが野球で来たことよりも、1

00倍このことを喜んで私に話をしていただきました。生涯学習 課が所管ということで、教育委員会所管ということなので、ぜひ また引き続き、格段のお力添えをお願い申し上げたいと思います。

本題になりますが、ことしの第1回定例会でいじめ防止対策推進条例が議会で可決をいただきました。4月1日から施行されております。この中で、第12条から14条にかけて、私ども区長部局、それから教育委員会に、それぞれ組織体を設置することが義務づけられて、既に7月1日付けで施行されております。きょうはそのことについてご報告をさせていただき、それぞれ部局がまたがりますけれども、区長部局、教育委員会で情報共有を図っていきたいと思っておりますので、どうぞまた忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げたいと思います。

(議題(1) いじめの防止等のための取組について)

それでは議事に入ります。

初めに、いじめの防止等のための取組について、事務局から説明を受けます。

○説明者 (資料により説明)

○区長ありがとうございました。

私からも1点、区長として触れさせていただきたいのですが、 課長からもお話をしたように、再調査委員会を今のところ決定し てございません。当然、それは事案によって私から選任するメン バーが変わってくることになろうかと思いますし、併せて、再調 査ですので教育委員会に設置されるいじめ問題対策委員会の委員 と重ならない、中立性という視点で選任していきたいと思ってお ります。今の時点は、具体的な事案がありませんので、課長が申 し上げたとおりと思っておりますので、私からも触れさせていた だきたいと思います。

それでは今の報告内容について順次、ご発言等いただければと 思います。

○委員 今回、目黒区のいじめ防止対策推進条例ができて、この4月から施行されているということで、目黒区がいじめ問題について、しっかりと取り組んでいくという姿勢がまず示されたことは大変評価できると思います。

このように、私も何度も申し上げているのですが、こういう連絡協議会とか対策委員会という組織ができた場合に、これがいかに実効的に運営されていくかというのが一番かなめで、そういう組織をつくることは幾らでもできるのですが、それがやはりきちんと効率よくというか、実効的に動いていくためには何をしなければいけないのかということをこれから考えていくということが必要になってくると思います。

特にいじめの問題の場合は、スピード、早い対応というのが要求されるのと、初期対応で誤ると非常に後で問題が大きくなるので、そういう点を踏まえて、つくられた委員会がその使命を果たしていくように、教育委員会としてもいろいろとサポートしたり、ご意見申し上げたりしていこうと思っています。

でもまずはこういう条例ができて、施行されたことについては 本当に評価いたしたいと思います。

○区長

お願いいたします。

○委員

前の委員がおっしゃったとおり、私もこういうものができて、 それをどのように活用していくかがいかに重要かと思います。保 護者としては、子どもが学校に通うに当たって、学業がきちんと 押さえられているか、そしていじめのない学校生活で、楽しく学 校生活を送っているか、この2点がやはり重要なポイントになる のではないかと思います。

そのいじめは恐らく、ない、ゼロということはやはりあり得ない。なので、認知をされた後に、どのように、この連絡協議会などがかかわっていくか、そして子どもたちはいじめはいけないことだということは十分頭ではわかっていますが、この条例にも書かれているように、主体的に行動に移していくことが、やはり難しいと思います。そこに対して、どのように今回、連絡協議会や対策委員会などがかかわって、行動まで落とし込んでいけるのかというところを、今後、私たちも見せていただきたいと思っております。

条例ができ、そしてこのような組織だったものができたことが、 どのような効果を発揮していくか、今後見守っていきたいという ふうに思います。

○区長

お願いいたします。

○委員

私も皆さんと同じ考えでございますけれども、改めて事の重大 さというのを私個人認識いたしますと、例えばパンフレットの中 にあります、私の一つの立場として区民等の責務というところを、 自分自身でどう実行していくかというようなことを今、いろいろ 考えております。

特に、関係する諸団体、区、学校、区民等、保護者、関係機関、 それぞれが情報の共有化ということをまず徹底して、追求してい く必要があると思います。要は、私が知っていることと、実際そ ういう問題が起こった学校の近所に住んでおられる方が違った情 報で動いているということのないように、私自身も注意深く行動 していきたいと思っております。

そういう意味でも、こういったパンフレットといいますか、これを多くの人にとにかく持っていただく。それでこれは私の勝手な願望ですけれども、これの携帯版があれば、常に内ポケットでも入れて歩いていきたいというようなことも考えております。個人的にはこれを縮小しようかと思っています。

そのぐらい重大な問題だと思っておりますので、関係者の皆様の今後の努力、それから私自身の勉強も進めていきたいと思っております。

○区長

委員、お願いします。

○委員

私自身は、いじめはここに書いてあるとおり、どの学校の、ど の生徒にも起こり得ることであるということが一つでございます。

もう一つは、いじめを受けた場合の障害の程度は、いじめを受けた方の感受性にもよるところがかなり大であります。そうすると、いじめをどうやって早目に検出するか、そして、未然に防止するか、いじめがあった場合に、できるだけ早期にそれをどうやって検出するかという、そういう感度を上げていってみんなで防止していくことが大事だということが一つだと思います。

あとはもう一つ、いじめを、知らないでいじめに加担しているということがあります。いじめというのはこういうものなんだ、こういうことも実は相手に傷を、心の傷を負わせるものなんだという、そういう啓発もあわせてしていくことが大事かと思っています。非常にいい取組を目黒はしていると感じております。

○区長

教育長のほうから。

○教育長

ただいま4名の委員の皆さんから大変貴重な、そして見識ある ご意見、ご発言がございました。重なる点も多々ございますけれ ども、教育委員会事務局を統括する教育長の立場から、私の思い といいますか、願いも含めまして、大きく3点申し上げたいと思 います。

まず前段といたしまして、いじめ防止対策推進条例に基づく関係組織の設置に当たりましては、関係職員、関係者の皆さんのご努力にまずは深く敬意を表したいと思います。このたびの条例に基づく組織の設置は、法に基づいたものでありますけれども、極論を申し上げれば、いじめを苦にした自殺をいかに防止していくかということにあるわけでございます。そのために今回の組織の構成員、それから関係者の皆さんには今後大きく3点お願いしてまいりたいと考えております。

まず第1点目は、今回のいじめ問題対策連絡協議会といいますのは、構成員は、他区に見られるようなトップ層ではなくて、いじめの発生源に近い、現場に近いところの部課長級職員を中心に構成員としている点に大きな特徴があります。いじめ問題への対応に当たりましては、学校、家庭、そして地域との連携・協力が不可欠でありますけれども、水面下には必ずあるいじめの実態を、いかにして水面下からすくい出し、それをいかに早い段階から対応していくかが短期的対応の最大のポイントになると私は考えておりますので、どうぞ構成員の皆さんには今後ともよろしくお願い申し上げます。1点目は以上でございます。

2点目は、学校現場におきまして、いじめの兆候を見過ごさないご努力、いわゆる認知力の向上でございますけれども、これをお願いするとともに、基本的にはいじめは絶対に許すことのできない、著しい人権侵害であるという基本認識のもとに人権教育、それから道徳教育等のさらなる充実、これをしていくことが、発生源を断ち切ることの長期的な視点になると思いますけれども、この点もあわせて、関係者の皆さんのご努力をお願いしたいと思います。

最後に第3点目は、学校も教育委員会事務局も、いじめ問題への具体的な事例の対応に対しては、やはり中立性という観点から、ともすると、いじめられる側にも問題があるという考えを持つことも多々ありますけれども、いじめが人権侵害を受けている児童・生徒の側に立って対応するという視点も非常に重要な視点、姿勢と思いますので、その辺のバランス感覚については具体的な事例の取組の中でよろしくお願いしたいと思います。

なぜこういうことを言うかといいますと、いじめの理由はいろいるありますけれども、結果として、死に至らしめるのはいじめ

が原因であるからであります。全国的に見ますと、この5年間で約30件のいじめを苦にした自殺が発生しておりますけれども、いわゆるためらい傷など未遂の事件については、これはいろいろな意見がありますけれども、その約100倍ぐらいはあるのではないかという識者の意見もございます。こういった問題を早期に対応していくということは極めて重要なことであると思っております。一人でも多くの子どもたちを救うという観点から積極的な取組をお願いをしたいと思います。

結びに、学校、保護者、関係部局、関係機関の連携を図りながら、情報の共有化を図っていただくわけでありますけれども、区長や私どもトップへの報告については、迅速かつ的確に報告、連絡、相談等の徹底をお願いいたしまして、私からのお願いといいますか、意見にかえさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○区長

一巡しましたけれども、改めて何か言い漏らした等ありますか。よろしいでしょうか。

今いろいろなご意見をいただきました。

大きく5点ほど、ご意見をいただいて私も感じたことをまとめさせていただくと、一つは、異口同音におっしゃっていただきましたけれども、やはり制度設計ができたけれども、肝心な実行が伴わなければ意味がないという実効性の担保、それからスピード感、それから初期対応、委員の言葉をかりれば、早期発見の感度を高めるということだと思います。それから、この条例を広く区民の皆さんにお知らせをすることということで、携帯版もつくるということなら予算要望はぜひ教育委員会からお願いできればと思っております。いずれにしても広く啓発していくことが大切だと思います。それから、私ども、私でいえば区長に迅速な報告を上げていただくということ。最後、教育長からもお話がありましたけれども、いじめそのものはあってはならない人権侵害だという立ち位置に立って、しっかり対応していくということが大事であると思います。

いただいた意見、ご要望しっかりと踏まえながら、それぞれ組織の運用に当たっていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

それではこの件については、これで終了させていただいてよろ

しいでしょうか。

それでは議事について終わります。

その他に入ります。

その他について、事務局から何かありましたらお願いします。

(議題(2) その他)

○事務局 事務局からはございません。

○区長よろしいですか。皆さんも。

私から言ってもよろしいですか。

ソーシャルワーカーについては、広く大事な課題だということで、予算措置も皆さんからご要望を受けてつけていますけれども、その後の進捗状況とか、非常に評判がいいとか、何かありますでしょうか。

○説明者

22年度からスクールソーシャルワーカーを1名態勢で配置しておりましたが、今年度、予算の拡充をしていただき2名体制にできました。このスクールソーシャルワーカー2名で関係機関や各学校を回ったり、チラシ配布などさまざまPRをいたしまして、28年度は支援件数が12件で、そのうち29年度の継続が7件でございましたが、29年度の4月以降、先週7月14日までの時点で、保護者のご同意もいただいて、すでに新規に8件の支援がスタートしている状態でございまして、1名体制から2名体制になった効果はあらわれていると考えております。

私からは以上でございます。

○区長

ぜひ、このスクールソーシャルワーカーの活用が、またいじめ 防止につながっていくということを私も期待していますので、ど うぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、その他を終わります。

本日の議題は全て終了いたしました。第1回目黒区総合教育会 議を閉じます。

なお、次回は10月中旬を予定しておりますので、改めて文書をもってお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いします。 暑い夏になりますので、どうぞご自愛を。どうもありがとうございました。 (10時02分閉会)